

岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金実施要領

第1 目的

本要領は、岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に当たって、必要となる事務手続き、要件等を定め、円滑な事業実施に資することを目的とする。

第2 事務手続き等

(1) 市町村若しくは民間事業者が行う事業の場合

ア 交付申請

補助事業者は、岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めにより県に交付申請を行うこと。なお、申請の時期は、事業の実施に支障のないよう余裕を持って行うこと。

イ 交付決定

交付申請の内容が適正であれば、県から補助事業者に対して、別紙様式第1号により交付決定を行う。

ウ 事業実施

入札執行等は、交付決定後に行うこと。ただし、交付要綱に定める事前着手届を県に提出した場合はこの限りでない。

また、補助事業者における契約については、定款及び経理規程等に定めるところに従うとともに、県が行う契約手続きに準拠した取扱いとすること。

エ 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了後、交付要綱の定めにより県に実績報告を行うこと。

オ 現地検査

県は、実績報告書の内容を基に、補助対象経費の支出が適正であるか、納入物品や支出証拠書類等の確認のため現地検査を実施することがある。

カ 額の確定通知

実績報告の内容が適正であれば、県から補助事業者に対して、別紙様式第2号により補助金額の確定通知を行う。

キ 補助金の支払い

補助事業者は、額の確定通知の受理後、交付要綱の定めにより県に交付請求を行うこと。ただし、交付要綱に定める概算払を希望する場合は事前の請求が可能である。

請求内容が適正であれば、県から補助事業者に対して、補助金の交付を行う。

(2) 市町村補助事業の場合

ア 交付申請

市町村は、交付要綱の定めにより県に交付申請を行うこと。なお、申請の時期は、事業の実施に支障のないよう余裕を持って行うこと。

イ 交付決定

交付申請の内容が適正であれば、県から市町村に対して、別紙様式第1号により交付決定を

行う。

ウ 事業実施

市町村補助事業者における入札執行等は、交付決定後に行うこと。ただし、交付要綱に定める事前着手届を県に提出した場合はこの限りでない。

また、市町村補助事業者における契約については、当該事業者の定款、経理規程等に定めるところに従うとともに、市町村が行う契約手続きに準拠した取扱いとすること。

エ 実績報告

市町村は、補助事業の完了後、交付要綱の定めにより県に実績報告を行うこと。

オ 額の確定通知

実績報告の内容が適正であれば、県から市町村に対して、別紙様式第2号により補助金額の確定通知を行う。

カ 補助金の支払い

市町村は、額の確定通知の受理後、交付要綱の定めにより県に交付請求を行うこと。ただし、交付要綱に定める概算払を希望する場合は事前の請求が可能である。

請求内容が適正であれば、県から市町村に対して補助金の交付を行う。

第3 その他留意事項

ア 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進という事業趣旨を十分考慮の上、極力早期の事業実施に努めること。

イ 契約後のやむを得ない事情により、当該事業年度内の完了が困難になった場合は、交付要綱の定めにより県に事業遅延等報告を行うとともに、必要な指導を受けること。

附 則

この要領は、平成27年7月16日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年9月30日高齢福祉課長通知）

この要領は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

補助事業者 様

岐阜県知事 印

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の交付決定について

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

事業名	交付決定額（円）
地域密着型サービス等整備助成等事業	
介護施設等の施設開設準備経費支援等事業	
定期借地権設定のための一時金の支援等事業	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援等事業	
民有地マッチング事業	
介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業	
介護職員の宿泊施設整備事業	
合 計	

2 交付の条件

- (1) 事業の実施に当たっては、岐阜県補助金等交付規則、岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱及び岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金実施要領の規定に従うこと。
- (2) 事業に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

補助事業者 様

岐阜県知事 印

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の額の確定について

年 月 日付け 第 号で交付決定した岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）第 14 条の規定により、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

事業名	補助金確定額（円）
地域密着型サービス等整備助成等事業	
介護施設等の施設開設準備経費支援等事業	
定期借地権設定のための一時金の支援等事業	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援等事業	
民有地マッチング事業	
介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業	
介護職員の宿泊施設整備事業	
合 計	